～　申告のフローチャート　～

◎ 資産割について

広島市内に事業所等がありますか？

- ある
  - 広島市内の全ての事業所等の事業所床面積を合計します。
    ※　非課税の対象となる施設がある場合、非課税に係る事業所床面積を算出してください。
  - **免税点の判定**（P.6～7）
    （事業所床面積－非課税に係る事業所床面積の合計）が 1,000 ㎡を超えますか？
    - 超える → 資産割は課税となります。
    - 超えない → 同一家屋内に特殊関係者が入居しているため共同事業とみなされる事業はありますか？（P.15～17）
      - ある → 共同事業とみなされる特殊関係者の事業に係る事業所等の事業所床面積を含めて免税点判定すると 1,000 ㎡を超えますか？
        - 超える → 資産割は課税となります。
        - 超えない → 資産割は課税になりません。
      - ない → 資産割は課税になりません。
- ない → 資産割は課税になりません。

※　ただし、資産割が課税にならない場合でも、広島市内に所在する事業所床面積の合計が 800 ㎡を超えるとき等には、申告していただく必要があります。（P.18）

次の算式で課税標準となる事業所床面積を算出します。

事業所床面積－非課税に係る事業所床面積－控除事業所床面積[注1]

注１　控除事業所床面積は、課税標準の特例の対象となる施設に係る事業所床面積に控除割合を乗じて算出します。

注２　課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止した事業所等がある場合、新設又は廃止の区分に応じて月割計算を行ってください。（P.9～11）

資産割額の計算（課税標準となる事業所床面積×600 円）

事業所税額の計算

（資産割額と従業者割額（次ページをご覧ください。）を合算してください。）

※100 円未満の端数切捨

（法第 20 条の 4 の 2 第 3 項）

◎ 従業者割について

広島市内に事業所等がありますか？

- ある
  - 広島市内の全ての事業所等の従業者数を合計します。
    ※ 非課税の対象となる事業所等の従業者がいる場合、非課税に係る従業者数を算出してください。
  - **免税点の判定**（P.7～8）
    （事業所等の従業者数の合計－非課税に係る事業所等の従業者数の合計）が 100 人を超えますか？
    - 超える → 従業者割は課税となります。
    - 超えない → 同一家屋内に特殊関係者が入居しているため共同事業とみなされる事業はありますか？（P.15～17）
      - ある → 共同事業とみなされる特殊関係者の事業に係る事業所等の従業者数を含めて免税点判定すると 100 人を超えますか？
        - 超える → 従業者割は課税となります。
        - 超えない → 従業者割は課税になりません。
      - ない → 従業者割は課税になりません。
- ない → 従業者割は課税になりません。

※ ただし、従業者割が課税にならない場合でも、広島市に所在する事業所等の従業者数が 80 人を超えるとき等には、申告していただく必要があります。（P.18）

次の算式で課税標準となる従業者給与総額を算出します。

従業者給与総額－非課税に係る従業者給与総額－控除従業者給与総額[注3]

注３　控除従業者給与総額は、課税標準の特例の対象となる施設に係る従業者給与総額に控除割合を乗じて算出します。

従業者割額の計算（課税標準となる従業者給与総額×0.25／100）

事業所税額の計算

（資産割額（前ページをご覧ください。）と従業者割額を合算してください。）

※100 円未満の端数切捨

（法第 20 条の 4 の 2 第 3 項）